

健診結果等の事業主との共同利用について

はじめに

超少子高齢化社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業主と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、健診結果・医療費分析データ等の情報を事業主と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

（参考）個人情報の保護に関する法律

（第三者提供の制限）第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。



1. 共同事業で個人データを利用する趣旨

各種健診結果に基づく事後指導を効果的に行うために、共同利用します。

なお、東京都皮革産業健康保険組合では、保健指導並びに健診未受診者、精密・再検査対象者及び要治療対象者への受診勧奨を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者・健診未受診者・精密（再）検査対象者・要治療対象者のお名前、特定保健指導コース）について、事業所にお知らせし、勧奨及び日程調整等をいただくために、それらの情報を共同利用します。

2. 共同して利用する個人データの項目

健診受診者の「氏名」「生年月日」「住所」「電話番号」「事業所名」「所属」「健診受診日」「健診項目」「健診実施機関名」「健診実施機関所在地」「所見」「保健指導対象者・健診未受診者・精密・再検査対象者・要治療対象者のお名前」「特定保健指導コース」等

※保健指導、健診未受診者等への受診勧奨にあたって、事業所にお知らせする個人情報には、健診結果データ及び相談内容は含みません。

3. 個人データを取り扱う人の範囲

当組合・・・健康指導課

被保険者が加入する事業所・・・事業主、健康管理事務の担当者又は産業保健専門職

4. 取り扱う者の利用目的

適用事業所・東京都皮革産業健康保険組合ともに、従業員（加入員）の健康の保持増進の促進、健康経営の推進のため、保健指導の実施率並びに健診受診率及び高リスク保有者に対する医療機関への受診率の向上を目的とします。

5. データ管理責任者の氏名または名称

当組合・・・個人情報取扱責任者

被保険者が加入する事業所・・・当該事業所の健康診査データの管理責任者

最後に

各人が心身ともに健全な生活を送るために、会社・健保の健康施策を活用して下さい。あわせて、医師や看護職の指導に従い、生活習慣病予防、重症化防止に取り組みましょう。また、健康診断を受診することは、生活習慣病はもとより癌の早期発見など、ご自身の命を守ることにつながります。みなさまとご家族のためにも年に1度は必ず健康診断・人間ドックを受けましょう。

